

京都市交通局管理規程 5-2 (京都市交通局職員退職手当支給規程) の一部を次のように改正する。

平成18年12月28日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第10条第1項本文中「次条に」を「次条から第13条までに」に改め、同項ただし書中「とき」の右に「(第12条第1項の規定により退職手当の全部を支給しない処分を受けたときを除く。)」を加える。

第11条第1項中「に係る刑事事件」を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「について、次の各号の一に該当するに至った」を「を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した」に、「第2号に該当する場合において、一時差止処分」を「当該一時差止処分」に改め、同項各号を削る。

第12条を次のように改める。

(退職手当の不支給)

第12条 管理者は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者がなお在職したとするならばその者に対し地方公務員法第29条第1項の規定による免職の処分を行うことが相当であると認められる犯罪(以下「懲戒免職相当行為」という。)がその者の在職期間中にあったと認めるときは、退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

- 2 前条第2項、第3項及び第8項の規定は、前項の規定による退職手当の全部又は一部を支給しない処分(以下「不支給処分」という。)について準用する。
- 3 前2項に定めるもののほか、不支給処分に関し必要な事項は、別に定める。

第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

(退職手当の返納)

第13条 管理者は、退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(1) 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 在職期間中に懲戒免職相当行為をしたと認められるとき。

2 第11条第2項、第3項及び第8項の規定は、前項の規定による退職手当の全部又は一部を返納させる処分（以下「返納処分」という。）について準用する。

3 第1項第2号の規定に該当するものとして行う返納処分は、職員が退職した日から5年を経過した後においては、行わない。

4 前3項に定めるもののほか、返納処分に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この改正規程は、平成19年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この改正規程による改正後の京都市交通局職員退職手当支給規程の規定は、この規程の施行の日以後になされた犯罪について適用し、同日前になされた犯罪については、なお従前の例による。

(交通局企画総務部職員課)